

特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法44の10、旧措法44の10）

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

事業の種類	1				
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	()	()	()	
輸入関連事業用資産の種類等					
輸入関連事業用資産の名称	3				
資産の用途	4				
設置した工場、事業所等の名称	5				
同上の所在地	6				
取得等年月日	7	平・	平・	平・	
事業の用に供した年月日	8	平・	平・	平・	
購入先	9				
取得価額	10	円	円	円	
取得価額の合計額が10億円を超えることによる修正取得価額	11				
特別償却率	12	$\frac{10、12、22又は25}{100}$	$\frac{10、12、22又は25}{100}$	$\frac{10、12、22又は25}{100}$	
特別償却限度額 (10又は11) × 12	13	円	円	円	
償却・準備金方式の区分	14	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適用要件等	一の生産等設備を構成する 輸入関連事業用資産の 取得価額の合計額	15	円	円	円
	地域輸入促進計画の内容	16			
	その他参考となる事項	17			

特別償却の付表(十六) 平十二・四・一以後終了事業年度分

特別償却の付表（十六）の記載の仕方

- 1 この付表（十六）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の10《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却》又は平成12年改正前の租税特別措置法第44条の10《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、輸入関連事業用資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 「事業の種類1」には、輸入関連事業用資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 3 「輸入関連事業用資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、輸入関連事業用資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その輸入関連事業用資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 4 「輸入関連事業用資産の名称3」には、輸入関連事業用資産に該当する資産の名称を記載します。
- 5 「資産の用途4」には、例えば「工場用」、「倉庫用」、「店舗用」、「展示場用」等の用途を記載します。
- 6 「設置した工場、事業所等の名称5」には、輸入関連事業用資産を設置した工場、事業所、作業場等の名称を記載します。
- 7 「取得価額10」には、輸入関連事業用資産の取得価額を記載します。

ただし、その輸入関連事業用資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「取得価額の合計額が10億円を超えることによる修正取得価額11」には、一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産の取得価額の合計額が10億円を超える場合に、「一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産の取得価額の合計額15」のうちに占める個々の輸入関連事業用資産の「取得価額10」の金額の割合を10億円に乗じて計算した金額を記載します。
- 9 「特別償却率12」の分子は、次の区分に応じそれぞれ次の特別償却割合を○で囲みます。
 - (1) 平成12年4月1日以後に取得等をした輸入関連事業用資産
 - イ 機械及び装置…「22」
 - ロ 建物及びその附属設備…「10」
 - (2) 平成12年3月31日以前に取得等をした輸入関連事業用資産
 - イ 機械及び装置…「25」
 - ロ 建物及びその附属設備…「12」
- 10 「償却・準備金方式の区分14」は、その輸入関連事業用資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産の取得価額の合計額15」には、輸入関連事業用資産で一事業計画により取得等をしたものの取得価額の合計額を記載します。なお、その金額が、製造業の用に供されるものについては1億円、卸売業、小売業、道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業の用に供されるものについては3,500万円にそれぞれ満たない場合には、措置法第44条の10の規定の適用はありませんから注意してください。
 - (2) 「地域輸入促進計画の内容16」には、その輸入関連事業用資産が、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第5条第1項に規定する地域輸入促進計画に従って整備されるべきものであること等を明らかにするため、その計画の内容を簡記します。

なお、その計画の写し等そのことを明らかにする書類を確定申告書等に添付する必要がありますから注意してください。
 - (3) 「その他参考となる事項17」には、その資産が輸入関連事業用資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。